



おしらせ



平成 30年 7月 20日



橋北地区市民センター
TEL 331-3787
FAX 330-0220
No 8

8月行事予定



8月 8日 (水)	素敵にハーバリウム& ココロと体にトントントン	9:30~ 11:45
23日 (木)	四日市市タウンミーティング	19:00~20:30
30日 (木)	腰痛体操	14:00~15:00



8月の自動車文庫はお休みです

簡単!



体幹トレーニングdeアクティブ・ライフ

～腰痛予防の健康知識を学んでいただきます～

- ☆日 時：8月30日 (木) 14:00~15:00
- ☆場 所：橋北地区市民センター 会議室
- ☆講 師：北出 真彦 (きたで まさひこ) さん
- ☆対 象：橋北地区在住の成人の方
- ☆定 員：20名 (先着順・定員か埋まり次第締め切り)
- ☆参加費：無料
- ☆持ち物：動きやすい服装・お茶・タオル等



8月7日 (火) より
橋北地区市民センターにて受付を開始します。
お電話・窓口にてお申込みください。

〈お問合せ〉 橋北地区市民センター TEL: 331-3787

回 覧								

橋北交流施設のご案内

昨年4月、旧東橋北小学校跡に「橋北交流会館」が全館オープンしました。

3階は40人用～80人用の貸室があり、研修・勉強会や各種サークル活動、ヨガなどのフィットネスといった多目的に利用できる交流施設となっています。お気軽にご利用下さい。

【施設使用料】

区分	基本使用料[円]			
	午前	午後	夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 16:30	17:30～ 21:00	9:00～ 21:00
第1～5会議室	860	1,300	1,980	4,140
第6会議室	1,300	1,730	2,380	5,410

※プロジェクター・マイク・アンプセットなどの備品も貸出（有料）しております。

〈お問合せ〉

橋北交流施設

四日市市東新町26-32 橋北交流会館3階

受付時間：9:00～17:00

休館日： 火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日が休館）・年末年始

TEL：330-5004 FAX：330-5006

平成30年度 四日市市 タウン ミーティング in橋北

市から提示するテーマ
シティプロモーション
～もっと四日市を好きに
なってもらうために～



市長自らが直接地域に赴き、地域の皆さんの声を積極的にお聴きして意見交換を行うことで施策に反映し、もって地域力の向上を図ることを目的としてタウンミーティングを開催します。

市から提示するテーマのほか、会場の皆さんとのフリートークの時間もあります。

（手話通訳・要約筆記あり）

ぜひ、ご参加ください。

※会場および駐車場のスペースには限りがありますのでご了承ください

日時 **8月23日（木）**
19:00～20:30

場所 橋北交流会館3階 第6会議室
対象 橋北地区にお住まいの人

〈お問合せ〉 広報マーケティング課

TEL：354-8244 FAX：354-8315



戦没者を追悼し平和を祈念する日 8月15日に黙とうを

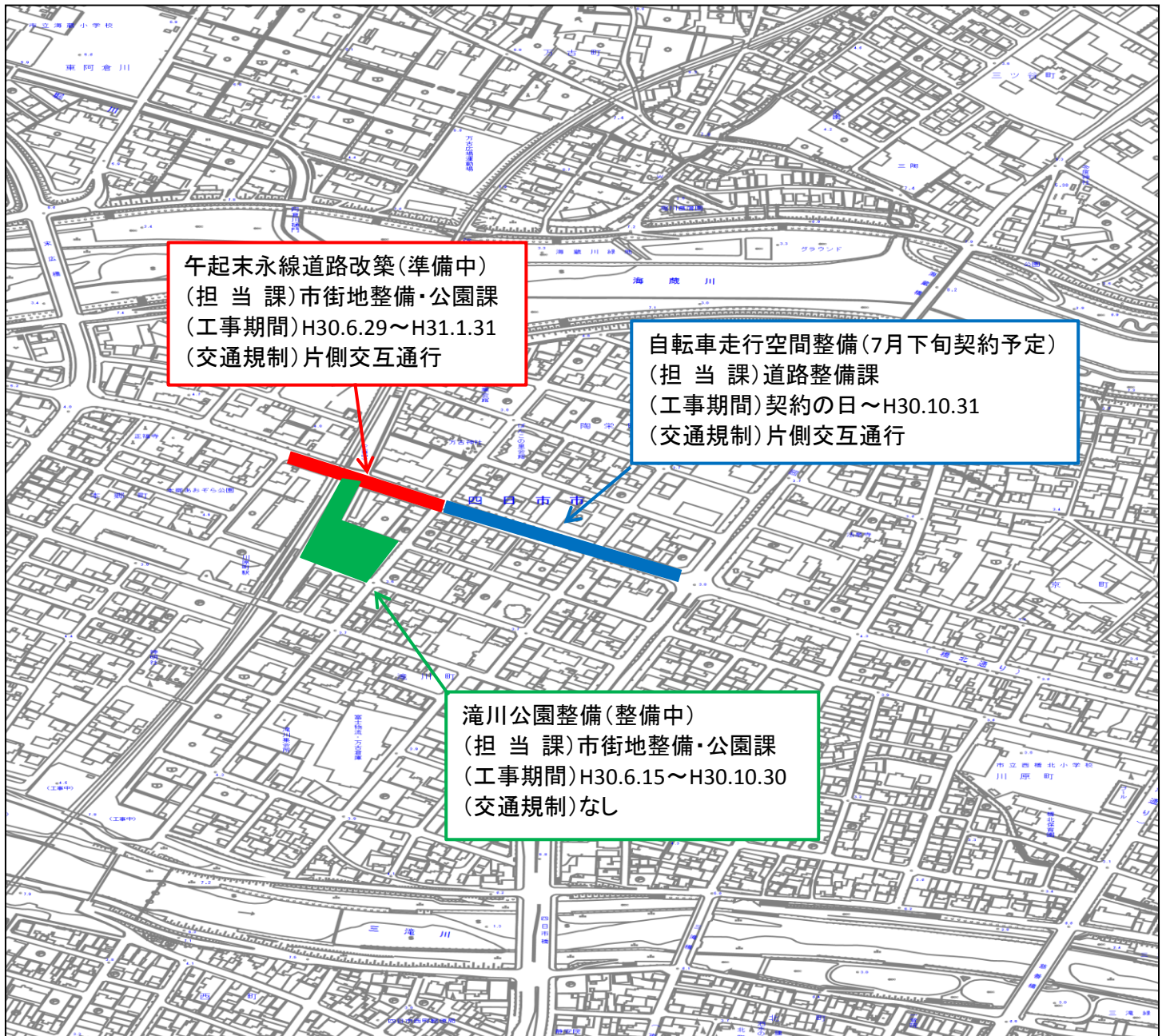
8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、日本武道館で政府主催の「全国戦没者追悼式」が行われます。市民・事業者の皆さんも当日正午から1分間の黙とうをお願いします。黙とうの時間にあわせて、市内の寺院では正午に鐘が鳴らされることがあります。

この機会に、今一度戦争の悲惨さ、平和と命の尊さについて考えてみましょう。

〈お問合せ〉 健康福祉課 TEL：354-8109 FAX：359-0288

地区内の工事の実施について（お知らせ）

市道午起末永線（滝川町と陶栄町）で以下の関係工事が実施又は予定されています。工事期間中は、周辺道路の通行にご注意ください。
なお、工程の詳細については、担当課間で調整中です。



午起末永線道路改築（準備中）
（担当課）市街地整備・公園課
（工事期間）H30.6.29～H31.1.31
（交通規制）片側交互通行

自転車走行空間整備（7月下旬契約予定）
（担当課）道路整備課
（工事期間）契約の日～H30.10.31
（交通規制）片側交互通行

滝川公園整備（整備中）
（担当課）市街地整備・公園課
（工事期間）H30.6.15～H30.10.30
（交通規制）なし

《橋北こども園 臨時保育士・調理員募集》

橋北こども園では、8月から働いていただく臨時保育士調理員を募集しています。
こども園で働きたいとお考えの方は、下記までご連絡ください。

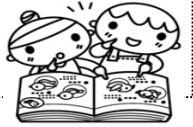
＜ 臨時保育士 ＞

- ♪ 応募資格：保育士資格をお持ちの方
- ♪ 勤務時間：【例】8：30～17：15
- ♪ 勤務日数：※時間・日数・曜日要相談
- ♪ 時給：926円～1,200円
※勤務時間数等によって異なります。



＜ 調理パート ＞ 応募資格は問いません

- ♪ 勤務時間：8：30～15：00
- ♪ 勤務日数：月 10日程度
- ♪ 時給：890円



＜お問合せ・応募先＞

東新町26-32 橋北こども園（鈴木）
TEL：331-4049

★コンビニ交付サービス始まります(来年2月予定)

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末から、住民票などの証明書が取得できるサービスのことで、本市では、平成31年2月ごろから開始を予定しています。

＜コンビニ交付サービスの利点＞

- お昼休みや夜間、休日でも、証明書が急に必要となったときに、最寄りのコンビニエンスストアですぐに取得できます
- 全国のコンビニエンスストアで、毎日、6:30～23:00まで利用できます
(ただし、12月29日～1月3日は利用できません)
- 申請書の記入が不要です
※コンビニ交付サービスを利用するためにはマイナンバーカードが必要です。
通知カード（紙製）、住民基本台帳カードではご利用できません。
マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、申請をお願いします。



＜お問合せ＞ 市民課 TEL：354-8152 FAX359-0282

減災アドバイザーを知っていますか



地区の防災組織には「減災アドバイザー」がいます。この方たちは、四日市市防災大学の修了者など防災の知識を持ち、地区の防災活動の推進を図るため、地区防災組織の会長の支援・補佐をしていただいています。

防災訓練の企画や助言・指導、住民の方へ防災知識の普及活動をするなど、各地区の防災組織の取り組みのサポートや防災・減災活動へのアドバイスを行っていただいております。

＜お問合せ＞ 危機管理室 TEL：354-8119 FAX：350-3022



四日市まちじゅうこども図書館へ来てみませんか？

買い物などに訪れた子どもや大人が気軽に本に親しめる場所、それが「四日市まちじゅうこども図書館」です。平成28年3月に、市内の全郵便局や飲食店、医院などを登録し、現在は98館がオープンしています。参加店マップは地区市民センター等で配布していますので、お近くの四日市まちじゅうこども図書館へ、ぜひ一度お越しください。

また、現在、追加の登録店舗を募集しています。ご興味のある方は、ぜひご検討ください。
(申込用紙・参加店マップは、市のホームページにも掲載しています。)

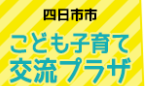


▲参加店の目印の旗



〈お問合せ〉 社会教育課 TEL：354-8238

四日市市こども子育て交流プラザへ遊びに行こう！！



平成29年4月にオープンした『こども子育て交流プラザ』は、年末年始を除き毎日開館しています。季節の行事やスポーツ活動、創作活動など、さまざまなイベントを開催しています。ボール遊びやバドミントン等ができる広い多目的ホールや、クッキングルーム、工作室や図書室など、充実した施設で雨の日も遊べます。また幼児と保護者が楽しめる「すくすく広場」や「あそび広場」も実施しています。

【主なイベント日時・内容】

7月31日(火)～ 8月2日(木)	10:00～ 12:00 13:00～ 16:00	夏休み宿題応援DAYS ◆書道にチャレンジ10:00～12:00 持ち物：習字道具一式、宿題、 汚れてもいい服 ◆ポスターを描こう！/13:00～16:00 持ち物：参加ポスターの募集プリントと 制作用具、画用紙、 汚れてもいい服	事前申込：不要 対象：小学生～高校生 定員：なし
8月19日(日)	11:00～ 12:00 13:30～ 14:30	おうちの人とジグソーパズル作り お気に入りの絵とダンボールで、自分だけのジグソーパズル作りに挑戦しよう。	事前申込：不要 対象：3歳以上 定員：各回先着20名 当日9:00から 整理券配布 持ち物：パズルにした い絵や写真(希望者)
8月22日(水)	13:30～ 14:30	メディシンボール大会 チームワークが決め手のメディシンボールを楽しもう！	事前申込：不要 対象：小学生～中学生 定員：なし 持ち物：上ぐつ
8月26日(日)	13:00～ 16:30	夏まつり たくさんの屋台や出しもので楽しい1日を すごそう。こども運営委員会による「なぞ ときおばけやしき」もお楽しみに！	事前申込：不要 対象：どなたでも 定員：なし

料金 無料 所在地：四日市市東新町26番32号 橋北交流会館4階 TEL: 330-5020 FAX :334-0606



こんなゴミは集積所に

出してはいけません！

最近、「ごみの正しい出し方」のルールを守らない人たちにより、集積所がごみ捨て場となり、近くの家などに迷惑をかけるケースが増えています。

事業活動から出るごみ

事業者から出るごみは、ごみ集積所に出せません。
行政の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物収集運搬業者に、事業者からごみ収集を依頼してください。

他地区からの持ち込みごみ

ごみ集積所は、地元の自治会で維持管理されています。
通勤途上などで、他地区にごみを置いて行く人が見られますが、ごみは自分の町内で決められた集積所に出してください。

収集日以外に出されるごみ

収集してきれいになった集積所に、「わたし一人くらいは」という気持ちでごみが出されると、そのごみが引き金となり、いつもごみが出される状態となります。

ごみは、決められた曜日の朝8時30分までに出してください。

